

# 1 議 事 日 程 (第 3 日)

(平成 2 3 年第 1 回有田川町議会定例会)

平成 2 3 年 3 月 2 2 日

午 後 1 時 開 議

於 議 場

日程第 1 請願の審査報告について (請願第 1 号)

日程第 2 要望の審査報告について (要望第 1 号)

追加日程第 1 発議第 1 号 高齢者の生活実態に見合う年金の引き上げと消費税によらない最低保障年金の制定を求める意見書について

追加日程第 2 発議第 2 号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について

日程第 3 議案第 8 号 平成 2 3 年度有田川町一般会計予算

日程第 4 議案第 9 号 平成 2 3 年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 5 議案第 10 号 平成 2 3 年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 6 議案第 11 号 平成 2 3 年度有田川町介護保険事業特別会計予算

日程第 7 議案第 12 号 平成 2 3 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算

日程第 8 議案第 13 号 平成 2 3 年度有田川町簡易水道事業特別会計予算

日程第 9 議案第 14 号 平成 2 3 年度有田川町公共下水道事業特別会計予算

日程第 10 議案第 15 号 平成 2 3 年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 11 議案第 16 号 平成 2 3 年度有田川町簡易排水事業特別会計予算

日程第 12 議案第 17 号 平成 2 3 年度有田川町浄化槽事業特別会計予算

日程第 13 議案第 18 号 平成 2 3 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算

日程第 14 議案第 19 号 平成 2 3 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算

日程第 15 議案第 20 号 平成 2 3 年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算

日程第 16 議案第 21 号 平成 2 3 年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算

日程第 17 議案第 22 号 平成 2 3 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算

日程第 18 議案第 23 号 平成 2 3 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算

日程第 19 議案第 24 号 平成 2 3 年度有田川町水道事業会計予算

日程第 20 議案第 25 号 有田川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 21 議案第 26 号 有田川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 22 議案第 27 号 有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 23 議案第 28 号 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 24 議案第 29 号 有田川町ふるさとふれあいの丘条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 25 議案第 30 号 有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第26 議案第31号 有田川町営きび住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
 日程第27 議案第32号 有田川町地下水の採取の適正化に関する条例の制定について  
 日程第28 議案第33号 有田川町辺地総合整備計画の策定について  
 日程第29 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
 日程第30 議案第34号 平成22年度簡補第1号岩倉簡易水道施設整備工事（立石地区第3工区）の請負変更契約について  
 日程第31 議案第35号 平成22年度簡補第3号釜中簡易水道施設整備工事（黒松地区）の請負変更契約について  
 日程第32 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件  
 日程第33 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件  
 日程第34 特別委員会の閉会中の継続調査の件  
 日程第35 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	増谷 憲	2番	堀江 眞智子
3番	橋爪 弘典	4番	東 武史
5番	岡 省吾	6番	前勢 利夫
7番	湊 正剛	8番	佐々木 裕哲
9番	森本 明	10番	殿井 堯
11番	坂上 東洋士	12番	楠部 重計
13番	新家 弘	14番	西 弘義
15番	中山 進	16番	竹本 和泰
17番	亀井 次男	18番	森谷 信哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

8番	佐々木 裕哲	12番	楠部 重計
----	--------	-----	-------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（21名）

町 長	中山 正隆	副町長	山崎 博司
清水行政局長	保田 永一郎	会計課長	西尾 幸治
総務課長	山田 清美	企画財政課長	武内 宜夫
総合業務課長	高垣 忠由	消防長	前田 英幸
福祉課長	大方 肇	環境衛生課長	河島 一昭
住民課長	赤井 康彦	税務課長	星田 仁志
建設課長	東 信行	産業課長	福原 茂記
地籍調査課長	上岡 重和	水道課長	前 守
下水道課長	東 敏雄	教育委員長	早田 智代

教 育 長 楠 木 茂 学 校 教 育 課 長 坂 上 泰 司  
社 会 教 育 課 長 三 角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 山 下 時 克 書 長 記 池 尻 ひろ子

8 議事の経過

開議 13時00分

○議長（前勢利夫）

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか20人であります。

……………日程第1 請願の審査報告について（請願第1号）……………

○議長（前勢利夫）

日程第1、請願の審査報告についてを議題とします。

請願第1号として、高齢者の生活実態に見合う年金の引き上げと、消費税によらない最低保障年金の制定を求める意見書の採択を求める請願が、本定例会第1日目において住民福祉常任委員会に付託されています。

この件について、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

住民福祉常任委員会委員長、楠部重計君。

○住民福祉常任委員長（楠部重計）

委員長報告を行います。

請願第1号、高齢者の生活実態に見合う年金の引き上げと、消費税によらない最低保障年金の制定を求める意見書の採択を求める請願が、平成23年第1回定例会の第1日目において当委員会に付託されておりました。

去る3月3日及び11日、両日ともに委員会を委員会室において、全委員出席のもとに開会いたしました。請願の趣旨、内容等について審議する過程では、年金の引き上げと最低保障制度の願意は理解できるけれども、その財源は消費税によらないということとの整合性、また実現性について疑問であるなどの意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で採択と決定いたしました。十分に御審議の上、よろしく御決定くださいますようお願いを申し上げ、報告を終わります。

○議長（前勢利夫）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本件は採択とすることに決定しました。

……………日程第2 要望の審査報告について（要望第1号）……………

○議長（前勢利夫）

日程第2、要望の審査報告についてを議題とします。

要望第1号として、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出についての要望が、本定例会第1日目において、総務文教常任委員会に付託されています。

この件について、委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、竹本和泰君。

○総務文教常任委員長（竹本和泰）

委員長報告を行います。

要望第1号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出についての要望書が、平成23年第1回定例会の第1日目において当委員会に付託されておりました。

去る3月7日、午前9時30分から委員会室において、全員出席のもと開会いたしました。要望の趣旨、内容等について慎重に審議をいたしました。我が国の主権並びに日本国民の生命、安全にかかわる非常に重要な事柄であり、採決の結果、全会一致で採択と決定しました。十分御審議の上、よろしく御決定くださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（前勢利夫）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この要望に対する委員長の報告は採択です。

この要望は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本件は採択とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 13時08分

再開 13時10分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（前勢利夫）

再開いたします。

お諮りします。

ただいま提出者5番議員、賛成者1番議員、10番議員から、発議第1号、高齢者の生活実態に見合う年金の引き上げと、消費税によらない最低保障年金の制定を求める意見書についてが、また提出者16番議員、賛成者2番議員ほか4人から、発議第2号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思っております。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

発議第1号及び発議第2号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

……………追加日程第1 発議第1号……………

○議長（前勢利夫）

追加日程第1、発議第1号、高齢者の生活実態に見合う年金の引き上げと、消費税によらない最低保障年金の制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者5番議員に提案理由の説明を求めます。

5番、岡省吾君。

○5番（岡 省吾）

発議第1号、高齢者の生活実態に見合う年金の引き上げと、消費税によらない最低保障年金の制定を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本議案は、ただいま請願の審査報告で採決と決しました。したがって、それに沿って当議会としての意志をあらわすために、会議規則第14条第1項及び第2項の規定に基づき提案するものであります。

なお、発議第1号としてお手元に配付させていただきました。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

高齢者の生活実態に見合う年金の引き上げと、消費税によらない最低保障年金制度の制定を求める意見書（案）。

高齢者の生活は、ここ数年にわたり公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止、低所得高齢者の住民税非課税措置廃止などに加えて、医療や介護保険料の上昇などにより厳しさを増している。

しかし、リーマンショックに端を発した大型不況や物価の上昇があったにもかかわらず、政府は、平成21年度に引き続き平成22年度も年金額を据え置き、その上、平成23年度から引き下げようとしている。

公的年金制度は、高齢期の生活保障制度であり、憲法第25条の生存権を保障する社会保障制度であることから、政府は国家予算における歳入・歳出両面でのいっそうの見直しにより安定的な財源の確保に努め、最低保障年金制度の創設や年金引き上げを実施すべきである。

一方、福祉目的税などの名目で消費税の引き上げを財源として充てることは、所得再分配制度としての年金制度に反するものであり、多くの国民の暮らしを圧迫する恐れがあるため認められない。

また、現在では、日々の生活に苦しむ多くの無年金、低年金者が生まれており、深刻な問題となっていることから、その方々への手当支給は緊急の課題である。

高齢化が進む我が国において、高齢者の消費支出が落ち込んだままでは経済の活性化にもつながらず、地方経済停滞の要因ともなっている。

以上の実情に鑑み、下記項目の実現を図られるよう要望する。

記

1. 消費税によらない最低保障年金制度を創設すること。
2. 年金を引き上げること。
3. 無年金・低年金者に緊急の手当を支給すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月22日、和歌山県有田川町議会。

なお、提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

十分御審議いただき、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、説明を終

わります。

○議長（前勢利夫）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論ありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

……………追加日程第2 発議第2号……………

○議長（前勢利夫）

追加日程第2、発議第2号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者16番議員に提案理由の説明を求めます。

16番、竹本和泰君。

○16番（竹本和泰）

発議第2号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本議案は、ただいま要望の審査報告で採決と決しました。したがいまして、これに沿って当議会としての意志をあらわすために、会議規則第14条第1項及び第2項の規定に基づき提案するものです。

なお、発議第2号としてお手元に配付させていただきました。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）。

北朝鮮が日本人の拉致を初めて認め、謝罪した平成14年の日朝首脳会談以降、5人の拉致被害者とその家族の帰国が実現し、政府においては拉致問題対策本部を設け、政府一体となって問題解決に向けた総合的な対策を推進されているものの、すべての拉致被害者の方々の真相究明及び帰国の実現など、拉致問題の解決に向けた具体的な道筋が未だ見出せない状況にある。

これまで北朝鮮は、我が国の主権並びに日本国民の生命・安全にかかわる拉致問題について、極めて不誠実な態度を取り続けてきた。平成20年8月には、日朝実務者協議における合意に基づき、いったんは北朝鮮が拉致被害者に関する全面的な調査を行うこととなったが、北朝鮮からの一方的な通報により、合意事項が実施されない状況が続いている。

拉致事件の発生から既に30年以上が経過する中、拉致被害者及びその家族の置かれている状況を踏まえると、これ以上いたずらに時間を費やすことは決して許されないものであり、早期解決に当たっては、国、地方及び国民が一体となって取り組むことが必要である。

よって、国におかれては、政府認定・未認定にかかわらず、北朝鮮によるすべての拉致被害者の安否確認と早期帰国を実現するため、さらなる国際協調を図るとともに、制裁措置と併せて二国間での対話を進めるなど、全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月22日、有田川町議会。

なお、提出先は、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官、内閣府特別担当大臣、いわゆる拉致問題担当であります、国家公安委員会委員長、衆議院議長、参議院議長であります。

よろしく御審議を賜り、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前勢利夫）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

……………日程第3 議案第8号……………

○議長（前勢利夫）

日程第3、議案第8号、平成23年度有田川町一般会計予算を議題とします。



質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番、増谷憲君。

○1 番（増谷 憲）

議案第 8 号、平成 23 年度一般会計予算について質疑をさせていただきます。

改めてこの本会議で伺っておきたいんですけども、いわゆる平成 23 年度の予算から長期総合計画の後半の 5 年間の事業づくりも始まってまいりますし、そして具体的には吉備中学校建設や消防庁舎移転改築、あさぎり周辺等の整備の大きな事業が入ってまいります。これは、向こう 3 年間だということもお聞きしておりますけれども、再度これらの概算事業費で総額どれぐらい見込んでおられるのか示していただき、それに伴う今後の財政負担の推移についてどう見ておられるのか説明をいただきたいと思えます。これがまず 1 点目です。

それから第 2 点目として、今一番問題になっている東北大震災から何を教訓にすべきかということになってまいっております。そういう意味では、災害から命と暮らしを守るまちづくりが緊急の課題として浮き上がってきているのではないかと思います。そういう意味では、長期総合計画に医療や介護、子育てなど地域ネットワークづくりが大変大事になってくるのではないかと。そういう意味では、これらの問題について長期総合計画の中に計画として盛り込んでいくべきではないかと思えますがいかがでしょうか。これが 2 つ目です。

それから 3 つ目として、こういう問題を行っている中で、経常経費が削減されてくる中で、道路の維持補修、福祉関連単独予算の削減など、サービスの低下を招くような状況にならないか、この点を心配しておりますがどうか。

それから 4 つ目として、有田川町の地域経済をやっばり活性化させなあかんという立場から、大型事業が続く中で町内業者への発注をどう高めていくか、この点も町長に姿勢を伺っておきたいと思えます。

5 つ目、子ども医療費についてであります。この子どもの医療費の財源についても過疎債が充当できるというふうになって、現在小学校 6 年生までの財源として使っていると思えますが、この間、5 カ月の実績を見ましても、町当局の当初の見込みよりも少なくなっていると思えますが、そういう意味では中学校 3 年生まで含めて過疎債を使って引き上げるべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

最後に 6 つ目として、金屋庁舎建設に当たり分庁方式が継続していくということになりますから、また一方で、職員をこの間 3 割補充しかしないので減らしてきていますから、住民サービスの質をどう落とさないで役場のサービスをしていくかという点で、どのように考えておられるのか伺っておきたいと思えます。

以上です。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

まず、大型事業がいっぱい続いていく中で、大体状況はどうかという質問だったと思いますけれども。さきの一般質問でもお答えをさせていただいたとおり、常に公債費比率、あるいはそれら等々のものを考えながら進めております。今の計画では、十分それに耐え得るということで計画をさせていただいてます。ただ、今回の大震災で、今後国の補助金あるいは地方交付税もろもろがどのように変化してくるのか、今のところ全く予想を立てるのが難しい状況です。

まず23年度の予算についても、今、国会の審議がとまっているということで、非常にこれ難しい問題だとは思ってますけれども、ただ言えることは、必ず何かの分で減らされてくると思います。そのためにも今からしっかりと国の動向を見ながら、事業についても縮小せざるを得なくなれば縮小もするし、またその計画も延ばして対応をしていきたいなと思っています。

それから、子どもの医療費の問題であります。まず、去年度の9月からでしたか、当初からやりたいということで大分骨を折ったんですけれども、いろんなコンピューター等々の都合で9月からになりました。4月からのやつが5か月間ちょっとできなかったという事情もありまして、今やっている最中でありまして。これもおっしゃるとおり、1年間やってみて予想を下回る、あるいは財政的な余裕、それから近隣の市町村の対応を見ながら中学校までの無料化も検討をさせていただきたいなと思っています。

それから、今度の職員の減少の中で住民サービスはどうかという話でありますけれども、できるだけ機構改革等々をしながら、とにかく住民にサービスを低下させるということはいけないと思っていますので、いろんな、もちろん機構改革も進めながら十二分に対応をしていきたいと思っています。

それから、大型工事については、総予算についてはちょっと担当のほうで答弁をさせたいと思います。

それから、今度の長期計画へ、子育て支援とかいろんなものを入れるべきではないかということであります。もっともなことでありますし、災害についても今回、うちは多分津波については、今回のような津波が来れば、ちょっと考えただけでも何カ字か、もう壊滅状態になるような地域もあります。高さから言うたら、今回の津波、真っすぐ来れば金屋橋近くまで水が来るという想定でありますので、やっぱり串本町なんか10メートルぐらいの避難所をつくっているけれど、とにかくこれでは到底間に合わないということで、また見直さなあかんという話もしておりました。うちは津波はそんなに関係ないということはないんですけれども、津波よりかまた土砂災害、これがたくさん起こると思うんで、これもしっかりと5カ年計画の防災計画というものの中へも、また再度見直す必要があるん違うかなというふうに思っています。また、

福祉とかそういうことも非常に大事ですんで、必ずそれは5カ年計画の中に入れていきたいと思っています。

○議長（前勢利夫）

企画財政課長、武内宜夫君。

○企画財政課長（武内宜夫）

増谷議員の質疑につきまして、長の補足答弁をさせていただきたいと思います。

まずもって大型事業の中で活性化プロジェクト、そして吉備中学校建築、それと消防庁舎の建築について、総予算はどうなっているかというようなことであったと思います。

最初に、活性化プロジェクトの件でございますけども、23、24、25年ということで、補助対象事業と補助対象事業以外の単独事業と合わせまして、5億2,800万円程度という見込みをしております。それで、吉備中学校につきましては、23、24、25年度総額で45億3,400万円程度というようになってございます。それと消防庁舎につきましては、これも25年度まででございます。15億7,800万円程度、このような事業費となっております。

以上でございます。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

増谷議員の質問で答弁漏れがありました。町の活性化のために公共事業その他、地元業者を使えという話であります。私も今まで、地元でできることは地元でという方向でやってまいりました。これからもそのつもりでいます。

○議長（前勢利夫）

ほかに質疑はありませんか。

16番、竹本和泰君。

○16番（竹本和泰）

予算全般について町長の方向、見解をお聞きするわけですが、平成23年度の予算も156億8,000万円という非常に大きな予算であります。有田川町においては、財政規模100億円、県下で6番目という非常に大型予算を組まれているわけですが、先に全協の中でも財政見通し、5年先ですけれども見せていただいた中でも非常に厳しい状況である。5年先から10年先にかけてより厳しくなっていくということで、非常に23年度、24年度については46億円、40億余りの建設事業費が含まれるということですが、5年先においては15億円しか含まれない。そこから5年後、交付税が12億円減るわけです。そういう形の中では非常に厳しい状況であります。

その上、今起こっている大震災によって大きな財政負担、地方自治体にも影響して

こようと思うわけですが、そういった中で予算については今出されているわけですが、できるだけ中身を再検討していただいて、本当に町単分についても、補助金をもらおうといっても100%の補助金ではないわけですから、町単分については特に再検討をしていただいて、充実した財政運営をしていただきたいなというふうに思います。そういうことから、今後の進め方について町長のほうから御意見を伺いたいと思います。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

議員御指摘のとおり、ことしも156億円、大変大きな予算であります。これは県下で多分6番目だと思います。その中で、もう以前から言うてあるけど、有田川町の人口、あるいはそういう規模からいけば100億円以内が本当の規模だと思っておりますけれども、合併した中でこうした大きな予算を組まざるを得ないという部分があります。

それで御指摘のとおり、今度の大地震で国の方のいろんな施策、あるいは補助金、交付税等々がどんなに変化してくるのか、全く今のところ定かではありませんけれども、ふえることはないと思います。それで御指摘のとおり、町単の事業にしても、これからも十二分に精査をしてやっていかなければならないと思っています。ただ、合併したときの公約等々もできるだけ、お約束でありますんでやっていきたいと思っておりますけれども、財政がそういう逼迫した状況になることを予想して、これからもなお一層引き締めて町行政に取り組んでいきたいと思っています。

○議長（前勢利夫）

16番、竹本和泰君。

○16番（竹本和泰）

今、町長のほうから答弁をもらったわけですが、やっぱり合併したのが有田川町だけではないんで、県下全体どことも、そういった非常に苦しい状況の中でやっていると思うんですけども、身の丈に合った財政運営をやっていただきたいなということを要望して終わります。

○議長（前勢利夫）

ほかに質疑ありませんか。

2番、堀江眞智子君。

○2番（堀江眞智子）

181ページの図書購入費についてであります、1,200万円、これだけでも多くの図書購入費を組んでいただいて、町民、そして図書館、業者の多くの方はすごく喜んでくれています。ただ私が思いますに、この1,200万円というのは町の予算

の中では微々たるものだと思いますけれども。以前も入札をされました、町内業者の方が入札で落とされたと思いますけれども。今回まだ入札は済んでないと思うんですけども、私たちが予算を通す中で、せめてこういう地元業者が潤うような仕事は地元でということは以前から町長も口にされていたことだと思いますが、このことについて町長はどのように考えておられるか御意見をお聞きしたいと思いますが。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをさせていただきます。

今、増谷議員にもお答えをさせていただいたように、町内業者で対応できる分については、町内の業者でしっかりと対応をしていただくという方向で今後も進めていきたいと思っております。

○議長（前勢利夫）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第4 議案第9号……………

○議長（前勢利夫）

日程第4、議案第9号、平成23年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第5 議案第10号……………

○議長（前勢利夫）

日程第5、議案第10号、平成23年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第11号……………

○議長（前勢利夫）

日程第6、議案第11号、平成23年度有田川町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第12号……………

○議長（前勢利夫）

日程第7、議案第12号、平成23年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第13号……………

○議長（前勢利夫）

日程第8、議案第13号、平成23年度有田川町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第9 議案第14号……………

○議長（前勢利夫）

日程第9、議案第14号、平成23年度有田川町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第10 議案第15号……………

○議長（前勢利夫）

日程第10、議案第15号、平成23年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（前勢利夫）

16番、竹本和泰君。

○16番（竹本和泰）

集落排水事業ですけれども、これは町内に5施設あると思うんですけれども、そこら辺



の予算面で繰入金金が2億5,400万円、その中で使用料で入ってる分が4,366万4,000円、公債費を返すだけでも1億5,900万円組まれているわけです。もうかなり供用してから数日もたつてると思うんですけども、ここら辺がどのように、一番遅いところでどのくらい供用年度がたっているのか。また、どのような推進を図られているのかというあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（前勢利夫）

下水道課長、東敏雄君。

○下水道課長（東 敏雄）

竹本議員の御質疑にお答えしたいと思います。

23年度当初で、一般会計からの繰入額が2億5,499万円となっております。そのうちということではないんですけども、歳出面では、起債の償還額に1億5,979万5,000円としてございます。起債の償還額については、平成21年度にピークを迎えまして、22年度から1,000万円ぐらいずつ起債額が下がっていきます。起債の償還の完了年度ですけども、平成45年度を予定しておるところでございます。

各施設の供用開始年度でございますけども、田殿地区の施設については平成10年4月、接続率にいたしまして平成23年2月28日現在です、73.63%。それから、吉原・徳田地区については、平成11年4月に供用を開始いたしまして、吉原が85.12%、徳田が74.43%。それから吉見地区については、平成12年4月に供用を開始いたしまして、64.29%。それから、熊井・奥地区については、平成14年6月に熊井地区、平成16年6月に奥地区を供用開始いたしました。熊井については60.2%、奥については55.47%でございます、平均が57.52%ということでございます。

現在、農業集落排水施設については、議員おっしゃるとおり町内の5カ所で稼働しておりますが、5施設の平均の接続率が73.7%でございます。毎年徐々にではありますけども、1から2%の接続率の向上というのが見られますが、依然として低い状況でございます。議員おっしゃるように、21年度の決算状況から見ますと、施設の汚泥引き抜きなどの施設管理委託料等に対しまして、6,143万7,000円に対して使用料が4,337万9,000円であり、収入との差が1,800万円でございます。さらに施設の電気代、光熱費等々を入れますと、まだまだ接続率を上げていかなければならないと思います。

限りなく100%に近くなるように、接続率を今後も上げていくように努力いたします。また、何年か先というか、使用料の見直しも含めて今後の検討課題であるかと考えてございます。また、今年度も接続率向上に向けて各家庭を訪問して、接続率向上に向けた取り組みを、なお一層強化してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

(「はい、了解」と竹本議員、呼ぶ)

○議長(前勢利夫)

ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(前勢利夫)

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(前勢利夫)

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(前勢利夫)

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第11 議案第16号……………

○議長(前勢利夫)

日程第11、議案第16号、平成23年度有田川町簡易排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(前勢利夫)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(前勢利夫)

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(前勢利夫)

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第12 議案第17号……………

○議長(前勢利夫)

日程第12、議案第17号、平成23年度有田川町浄化槽事業特別会計予算を議題

とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第13 議案第18号……………

○議長（前勢利夫）

日程第13、議案第18号、平成23年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第14 議案第19号……………

○議長（前勢利夫）

日程第14、議案第19号、平成23年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算

を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第15 議案第20号……………

○議長（前勢利夫）

日程第15、議案第20号、平成23年度有田川町栗生財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第16 議案第21号……………

○議長（前勢利夫）

日程第16、議案第21号、平成23年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計

予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 17 議案第 22 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 17、議案第 22 号、平成 23 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計  
予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 18 議案第 23 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 18、議案第 23 号、平成 23 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計

予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第19 議案第24号……………

○議長（前勢利夫）

日程第19、議案第24号、平成23年度有田川町水道事業会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（前勢利夫）

1番、増谷君。

○1番（増谷 憲）

議案第24号について質疑をさせていただきます。

今、水道事業会計の中に国債を購入されていると思いますけども、現段階で国債の額をお示ししていただきたいと思いますがいかがでしょうか。概算で結構です。

○議長（前勢利夫）

水道課長、前守君。

○水道課長（前 守）

増谷議員の質問にお答えします。

今現在は1億5,000万円ほどの国債を買っています。それは、21年度で1億5,000万円、今現在2億円の国債を買ってましたけども、もうそれは満期になりましたんで、今現在はありません。

以上です。

○議長（前勢利夫）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第20 議案第25号……………

○議長（前勢利夫）

日程第20、議案第25号、有田川町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。なお、再開については2時15分からといたします。

~~~~~

休憩 13時55分

再開 14時17分

~~~~~

○議長（前勢利夫）

再開します。

……………日程第21 議案第26号……………

○議長（前勢利夫）

日程第21、議案第26号、有田川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第26号について質疑をさせていただきます。

今回の改正案を見ますと、現在、福祉課に置いている保育所を学校教育に持つていくという議案になっておりますけれども、保育所を学校教育に持つていく理由として、メリットあるいはデメリット、効果などについてどのようにお考えになっているのか御説明をいただきたいと思います。

○議長（前勢利夫）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

増谷議員にお答えをしたいと思います。

まずは、教育の立場からでございます。教育委員会、18年度合併当時から中学校区の一貫教育みたい、6つの中学校、17の小学校という多くの学校を抱える中で、どうしたらばばらにならないで一貫した教育ができるだろうということで、そういうことを考えてきました。そうした場合、21年度から学園構想といたしまして、ゼロ歳児から15歳児までの一貫した教育というのを目指していたわけでございます。保育と教育、ちょっとこれは歩み寄れないところがあるんですけども、やはり保護者の間では保育と教育を両立させてほしいという意見というか希望が強いわけです。そういうこともわかりまして、最終的な考えですけども1回やってみようということで今度始めるわけでございますが。

小学校1年生に入りますと、小1プロブレムと言われるショック状態に陥る子もあるわけです。中学校1年生に入る子どもたちも、中1ギャップということも言われているわけです。それで不登校になったりするというところで、私どもの対策といたしましては、小学校による教科担任制などを導入いたしまして、それに対処しているわけでございます。そういうことで、先生たちの交流、保母さんとの交流ということも非常にスムーズにいくのではないかなということも考えておるところでございます。

デメリットといたしましては、非常に広範囲になります。行政上の事務処理、厚生労働省と文科省、両方行かなければなりません。そういう非常に広範囲になるということと、そして子どもの指導上も非常に範囲が広がるということがあるわけでござ



います。そういうデメリットと申しましようか、そうとは言えないかもわかりませんが、そういうことが考えられるというところがございます。

以上でございます。

○議長（前勢利夫）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 2 2 議案第 2 7 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 2 2、議案第 2 7 号、有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 3 議案第 2 8 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 2 3、議案第 2 8 号、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 2 4 議案第 2 9 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 2 4、議案第 2 9 号、有田川町ふるさとふれあいの丘条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

——申しわけございません。もう一遍、賛否をとります。

起立をお願い申し上げます。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第25 議案第30号……………

○議長（前勢利夫）

日程第25、議案第30号、有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第26 議案第31号……………

○議長（前勢利夫）

日程第26、議案第31号、有田川町営きび住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、堀江眞智子君。

○2番（堀江眞智子）

家賃が今と比べると徳田団地で8,600円から1万8,600円、そして吉備住宅では9,200円から2万1,800円に、年数や所得、住宅の面積によって9,200円から2万9,000円の間で負担がふえると聞いていますが、間違いはありませんか。

それから2つ目に、入居者は低所得者が多いのではないのでしょうか。入居者の生活、声から、入居者は家賃の引き上げを了解しているのか。

3つ目には、減免を受けられる世帯は何世帯あるのか。

4つ目に、家賃の引き上げだけで宅内のリフォームの計画はあるのか。

また、最後になりますが、保証人を1人から2人にふやしていますが、どのような

理由からか。

以上、5つの質問をさせていただきたいと思います。

○議長（前勢利夫）

建設課長、東信行君。

○建設課長（東 信行）

お答えさせていただきます。

まず家賃についてですけれども、今は一律9,000円、それについて、ほとんどの方が上がると思います。ただ、収入の計算がまだできていませんので、収入は今、個人個人の承諾を得て、またそれに基づいてとっていきますんで、ちょっとその金額についてはまだ把握できていません。

それから、減免措置については、そういう法律もございますので、それに基づいて申請していただいて行っていければなと思います。

それから、保証人についてですけれども、今、有田川町の町営住宅、金屋、また清水、そこについては2名の方をお願いをしていると。今回改正することによって、今、吉備住宅については1人なんですけれども、それに準じていきたいと考えております。

（「入居者は家賃の値上げを了解しているのか」と堀江議員、呼ぶ）

○建設課長（東 信行）

すいません。入居者については、各団地を回りまして説明をしております。その中で、まず応能・応益の家賃になりますので、それで先ほど言いました収入について、承諾の判をもらっております。それについて65件あるんですけれども、全員もらっておりますので承諾はいただいておりますと解釈をしております。

以上です。

（「もう1つ、引き上げだけで宅内のリフォームの計画は」と堀江議員、呼ぶ）

○建設課長（東 信行）

それからリフォームについては、今現在考えておるところなんですけれども、ただ今、吉備住宅についておふろの関係で改修計画があと20戸しているところです。

○議長（前勢利夫）

2番、堀江眞智子君。

○2番（堀江眞智子）

金額はまだ把握できていないということで、説明は受けたけれども、そのところが一番気になることであって、3倍ぐらいになる方もおられるらしいんです、計算をしてみると。やっぱりそのところについては、どんなことになるんやろうとか、納得できてないというところがあるんです。私は、1回のその説明をただで、もう聞いてくれよというような形やったら、この後、町との関係もよくないというふうに思いますので。今回、住民に説明を1回ただで、もう議会へこの条例をかけてくるということは、もう議会が承諾したから上げるというふうな理由づけにもなると思う

んで、そのところが問題やなと思いますけれども。

答えられなかったら、もうそれで結構です。反対討論をさせていただきます。

[ 10 番議員、挙手 ]

○議長（前勢利夫）

議事進行ですか。

（「これの質問やで。関連質問よ」と殿井議員、呼ぶ）

○議長（前勢利夫）

関連質問、2回目の答えが終わってからにしてください。

（「終わってる。もう結構ですって言うたんや」と殿井議員、呼ぶ）

○議長（前勢利夫）

もう結構って言うてくれたんか。はっきり言うてよ。遠いから聞こえにくいんよ。

（「答えにくそうなんで、もう討論させていただきますので結構です」と堀江議員、呼ぶ）

○議長（前勢利夫）

10番議員、関連質問。

○10番（殿井 堯）

ちょっとお聞きしたいんですけども、各地元の審議委員というのがありますね。この審議委員で一応検討して、このような数字をここへ通しに来てるという解釈でいいんですか。

○議長（前勢利夫）

建設課長、東信行君。

○建設課長（東 信行）

議員おっしゃるとおりです。

○議長（前勢利夫）

10番、殿井議員、よろしいですか。

（「はい、結構です」と殿井議員、呼ぶ）

○議長（前勢利夫）

17番、亀井君。

○17番（亀井次男）

この住宅については、吉備町の、国策によつての事業であつて、ただその後、合併してからは町営住宅の一般的に広くという形の中で進んでるところと思います。ただ、できたときのいきさつとか、そういう点について、今、同僚議員も質問されたように、区長とか、また関係する設置している区の審議会とこういう形の中で取り組んでくれているところと思いますので、その点をはっきりした御答弁をしておいていただかなんたら。あくまでも町営住宅であると。それで、その中で、各住宅でも、一般町民の入ってもらふ町営住宅とか、また県でも所得に制限のある住宅とか、いろいろな形が

あると思いますんで。我々、議員としてでも、こういう値上げというものは絶対賛同はできるものではないけど、ただ財政的な形とか、今また今度は回数とか、いろいろな形で取り組んでいく中で、町内にある県営住宅、旧吉備地区にある町営住宅であったら一番所得の低い設定になってると。それに合うような形というのかな、そういうような形で何をするとするんで、今度は入所も含めて、できるだけ広く入ってもらおうという話と、やっぱり今までのいきさつがあって今入っているという人と、ここの何をきちっと差をつけるような形で取り組んでいただきたいなとこう思います。その点についてどのような考えで取り組んでいただいているのかなと、その点をちょっとお聞きしたいとこう思います。

○議長（前勢利夫）

建設課長、東信行君。

○建設課長（東 信行）

審議会については、先ほどお答えさせていただきましたけれども、町の合併から5年たちまして、また公平性、そのようなことから家賃等について諮問機関、審議会を設置しまして、何回かの協議を重ねてきました。その中で、家賃の変更が必要であろうということで答申を受けております。

それから、今現在入られている方、またこれから入居される方、その方について、先ほどもちょっと質問があったようですけども、保証人の関係、それについても今までだったら1名だった。また今後、新規に入ってもらう人については2名という形になるかと思うんですけども、今まで入ってもらっている方で2名っていう方もなかなかおられないという方もおると思います。そのような方については、また御説明もしていきながら、その辺を1名とかそういう形でできれば。全部していくというのではないんですけども、やむを得ないところもあるかと思しますので、その方向でまた検討もしていいたいとこのように思います。

以上でございます。

○議長（前勢利夫）

17番、亀井君。

○17番（亀井次男）

要は僕からお願いしたいのは、過去のいきさつから入所している方と、またその入るのも、この家賃等についても、全部審議会という方々がいてると。今度も徐々に、当初入っていた人が人数も少なくなってきたら。ただ合併をして5年たって、やっぱり町内全般的な中の町営住宅という均一化的なひとつの方針というものがあると思うんですけど。ただ、新たに利用してもらう人と、過去からずっと当初から入っている人については、できるだけ優しい接しをしていただきたいと。特にその件については、区長等が各区からも審議会の役員に入ってくれておるんで、できるだけその審議会を尊重して、一応条例ができて、今までの入っている人に対してできるだけ愛情

を持った接触をしていただきたい、こう思います。町長に、ちょっとお願いしたいと  
思います。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今の有田川町とする吉備地区の住宅は、議員おっしゃるとおり、ちょっと初めの目的は町営住宅ということではなかったはずであります。ただ、合併してもう6年目、できるだけ公平を保つ上でこういうことになったんだと思いますけれども。審議会の方がありますので、その方々とも今後そういった面も含めて相談をしながら対応していきたいと思います。

○議長（前勢利夫）

亀井議員、よろしいですか。

（「はい」と亀井議員、呼ぶ）

○議長（前勢利夫）

ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○議長（前勢利夫）

2番、堀江眞智子君。

○2番（堀江眞智子）

公営住宅とは、所得の低い人が民間の住宅を借りることが難しいので入るという最後のとりでだと私は思っています。その人たちが2名も保証人をつけるというのは、本当にたいへん難しいことだと思います。町長も今答弁の中に、これから考えてくれるという話もありましたが、現在ではお年寄りの方も多く住んでおられます。今まで1人であった保証人を2人にするというのは難しいと再度言わせていただきます。今後、低所得の人の入居が困難となるようなことには私は反対です。

また、家賃の引き上げについても、2年という短期間で計画するのではなく、現在の不況の状況も考慮し、十分年数をかけて引き上げることはできないのかと思います。私は何人かの方にお話を伺いましたが、説明で理解と納得を求めるという町の姿勢ではなく、説明会は決まったことを知らされるという会で、意見を言ったが、家賃の引き上げは幾らになるのか、また上がるのであれば、お風呂やトイレの改修もしてもらえるのかというふうな意見がありました。これでは、押しつけられたという感情だけが残って、町との関係も決してよくないと私は思います。何もないうままで今まできていたことを変えようとするのであれば、何よりも理解と納得を大切にすべきだと思います。

います。

また、議会で決まったことであるからという理由づけをされることになると思います、この議案をきょう通すことになれば。それを、この議会の皆さんにもわかっていただきたいと思います。それで、入居者の皆さんの要望をしっかりと踏まえ、再度議案に提案するべきだと考えます。今回の条例改正案に反対します。

○議長（前勢利夫）

ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 2 7 議案第 3 2 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 2 7、議案第 3 2 号、有田川町地下水の採取の適正化に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 2 8 議案第 3 3 号……………

○議長（前勢利夫）



日程第 28、議案第 33 号、有田川町辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 29 諮問第 1 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 29、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、適任との意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

したがって、本件を適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第 30 議案第 34 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 30、議案第 34 号、平成 22 年度簡補第 1 号岩倉簡易水道施設整備工事（立石地区第 3 工区）の請負変更契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第31 議案第35号……………

○議長（前勢利夫）

日程第31、議案第35号、平成22年度簡補第3号釜中簡易水道施設整備工事黒松地区の請負変更契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、休憩中に全員協議会を開催いたします。その前に、議会運営委員会を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

~~~~~

休憩 14時45分

再開 15時46分

~~~~~

○議長（前勢利夫）

再開いたします。

それではここで、長い間、町発展のために尽力いただきました課長の皆様、また議会事務局の職員が、本年3月31日付をもって退職されますので、御入場いただきたいと思います。

〔退職者 入場〕

○議長（前勢利夫）

総務課長より、退職される皆様の役職、氏名の紹介の申し出がありましたので許可します。

総務課長。

○総務課長（山田清美）

議長のお許しをいただきましたので、3月31日をもちまして退職される方々を御紹介させていただきます。

地籍調査課長、上岡重和さん、清水行政局住民環境課長、津本宗是さん、税務課長、星田仁志さん、清水行政局地籍調査課長、光定光彦さん、住民課長、赤井康彦さん、本日公務出張のため欠席しております社会福祉協議会局長、本下浩久さんの課長6名並びに本議会に事務局員として出席しております議会事務局書記、池尻ひろ子さん、以上の皆様です。

○議長（前勢利夫）

退職者を代表して、地籍調査課長、上岡重和君からあいさつの申し出がありましたので許可します。

上岡重和君。

○地籍調査課長（上岡重和）

議長のお許しをいただきましたので、私にとってこの議場での、またこの壇上での、最初で最後のあいさつをさせていただきます。非常に緊張しておりますが、なぜか、なぜか、なぜか心はさわやかでございます。それでは、この3月31日をもちまして退職します退職者を代表して、一言ごあいさつ申し上げます。

光陰矢のごとしと申しますが、月日のたつのは早いもので、3月31日をもちまして、長年勤めさせていただきました有田川町役場を退職することになりました。私は勤続30年でございますが、長い方では41年勤務された方もおられます。この長い間、大過なくその任務を果たすことができましたのも、議員の皆様、町長様を初め職員の皆様の温かい御支援のたまものと感謝を申し上げます。

4月からは役場職員としての身分を離れ、仕事上での御縁は切れますが、皆様とは

これまでどおり親しいおつき合いを続けさせていただきたいと念願しておきます。退職後は、自由な身ゆえ緊張感も薄れ、平らな人生に進みがちですが、町のために何かお役に立つことがあれば、一町民として微力ながら努力を惜しまない覚悟でございます。皆様方におかれましても、ますます御健康に留意され、町発展に御尽力していただきたいと思っております。

簡単でございますが、最後に、本当に長い間お世話になり、まことにありがとうございますございました。

[ 拍 手 ]

○議長（前勢利夫）

まことに僭越<sup>せんえつ</sup>でございますが、自席から一言ごあいさつを申し上げます。

退職される皆様に申し上げます。長年にわたり役場職員として職務に精励され、その間、町の発展に献身的に取り組み、多大な御尽力をいただきました。これまでの御苦勞と御功績に対しまして、深く敬意と感謝の意を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。

どうか健康にはくれぐれも留意されまして、今後とも有田川町の発展のために御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。本当に長らく御苦勞さまでした。

[ 拍 手 ]

[退職者 退場]

○議長（前勢利夫）

お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会します。

なお、次回の本会議は明日の午前9時30分から開議いたします。

~~~~~

延会 15時54分